

下水道使用料及び農業集落排水 施設使用料のあり方について

令和6年度第1回日高市上下水道事業運営審議会・下水道資料1

1. 下水道事業の現状と課題

(1) 現状と課題

- ①使用料収入（有収水量）の減少
- ②経常的な営業損失の発生
- ③現金預金残高の減少
- ④一般会計繰入金の低減

①使用料収入（有収水量）の減少

【主要要因】

○少子高齢化や世帯当たりの人口減少による使用水量の減少

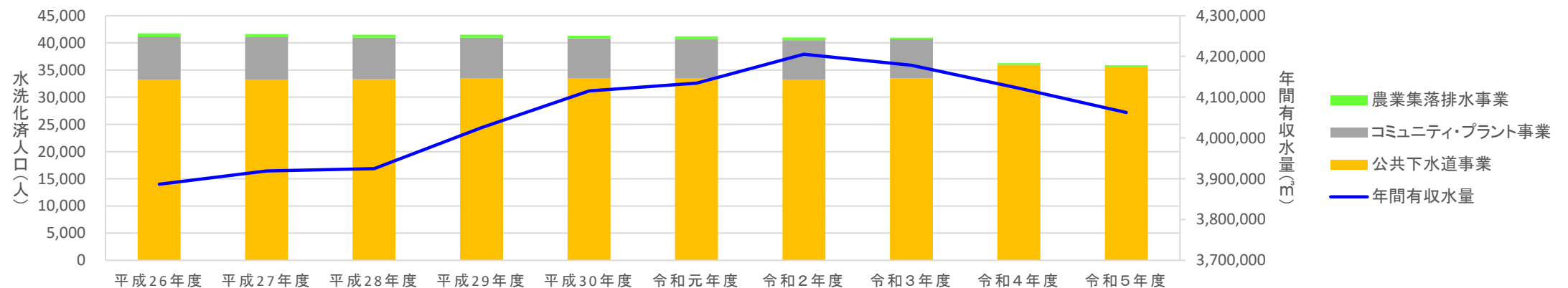
○節水型機器の普及による使用水量の減少

※年間有収水量は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算水量。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。

※令和4年度に水洗化済人口の算出方法の見直しを実施。

年間有収水量と水洗化済人口の推移



②経常的な営業損失の発生

○管渠延長

公共下水道 : 汚水約208km、雨水約 6 km

農業集落排水 : 汚水約 7 km

○汚水ポンプ施設

公共下水道 : 天神橋ポンプ場（令和 4 年供用開始）

マンホールポンプ（小規模ポンプ場） 29か所

○終末処理場

公共下水道 : 日高市浄化センター（昭和63年供用開始）

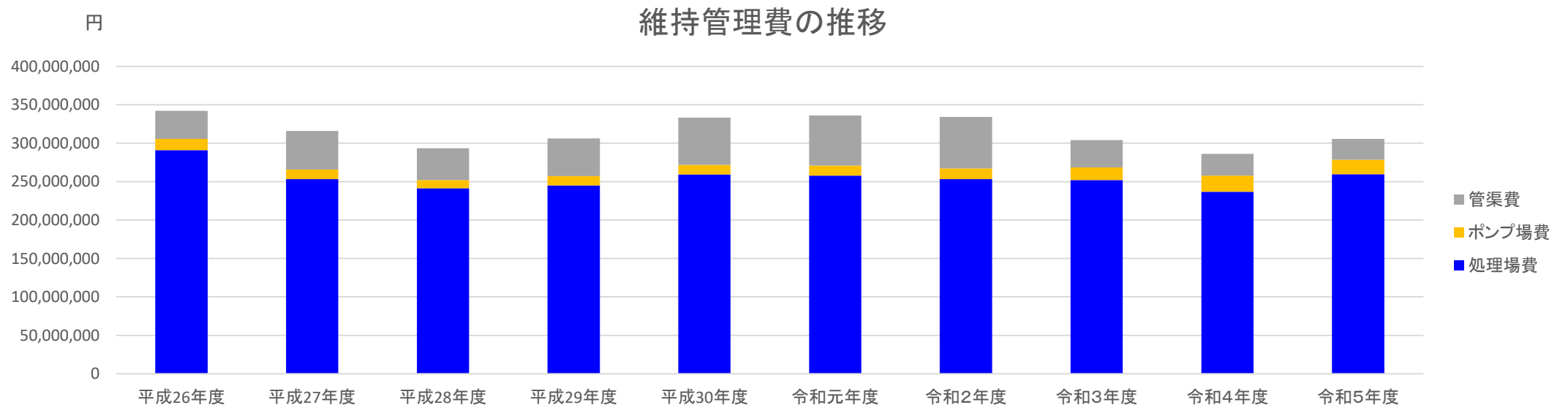
農業集落排水 : 大谷沢地区農業集落排水施設
（平成13年供用開始）

※以上、令和 6 年 3 月末現在。

- 維持管理費のうち管渠費、ポンプ場費、処理場費をみると、年度により増減はあるが、3億1千万円前後で推移している。
- 処理場費は、平成27年度以降、2億5千万円前後で推移している。

※維持管理費は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算額。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。



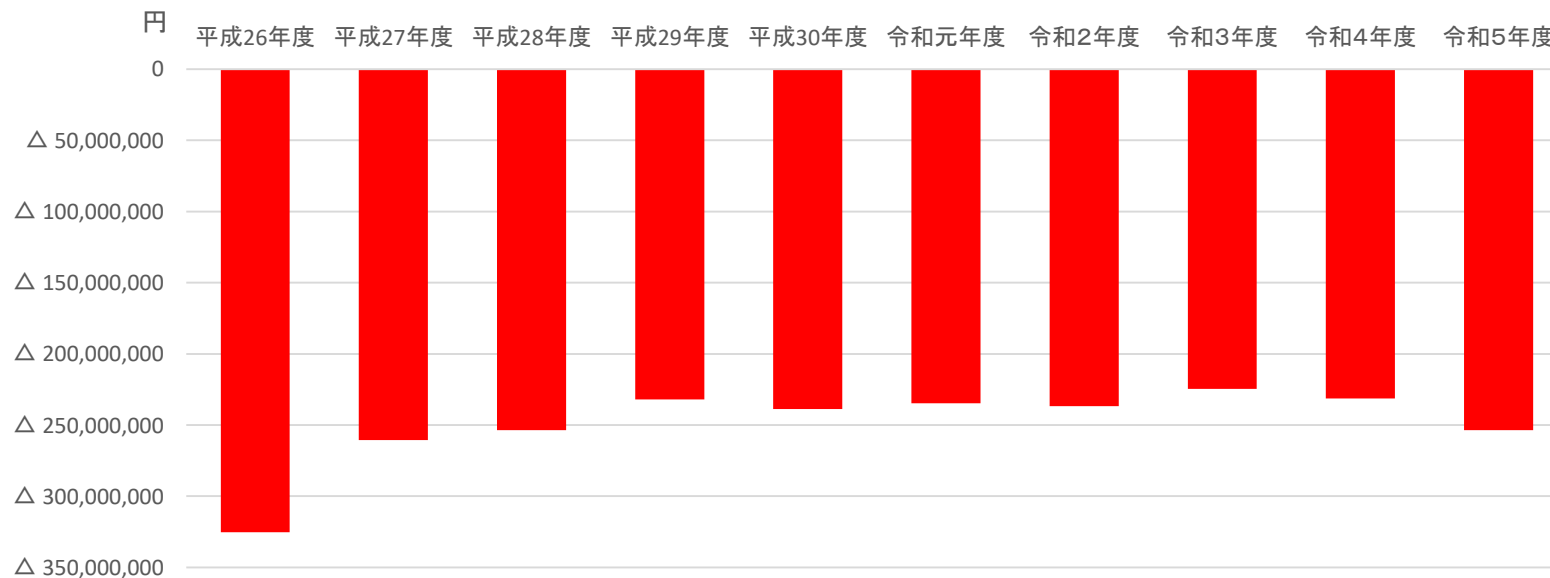
【主要要因】

○将来的な資産維持費を含む維持管理費に対し、下水道等使用料収入が不足している。

※営業損益は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算額。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。

営業損益の推移

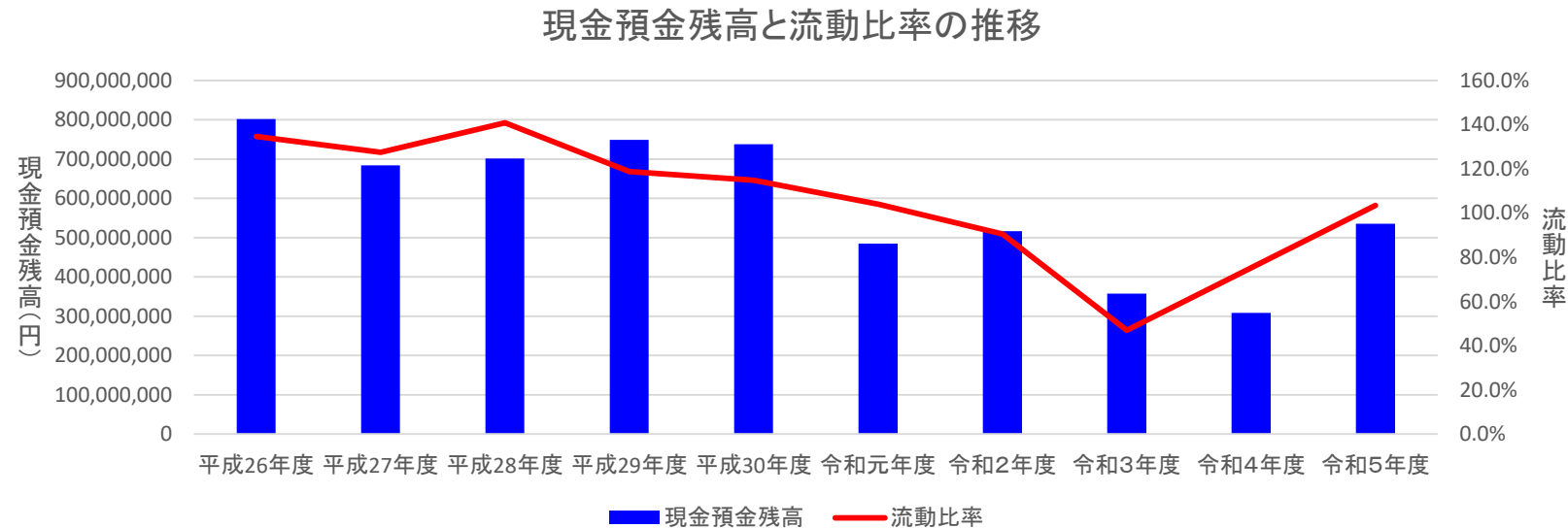


③現金預金残高の減少

【主な要因】

○大規模な工事の実施

- ・ 浄化センター内施設の更新工事
- ・ 高麗処理分区の公共下水道への接続関連工事の実施（平成28年度～令和3年度）
- ・ 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業関連工事の実施（令和3年度～）



※流動比率は、流動資産（1年以内に現金化が予定されている資産）の流動負債（1年以内に支払いを要する負債）に対する割合で、企業の短期的な債務の支払能力を見る尺度です。

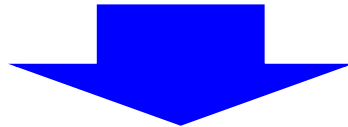
④一般会計繰入金の低減

日高市の一般会計の財政状況

- ・ 高齢化の進行により、後期高齢者医療や介護保険に係る繰出金などの社会保障関係経費の増加
- ・ 高麗川駅自由通路及び駅舎の整備、旭ヶ丘松の台土地区画整理事業、小中一貫教育の推進に伴う学校の整備などの大型事業に伴う公債費の増加

下水道事業では…

- ・ 収入不足を一般会計からの繰入金（税金）で補填している状況
- ・ 下水道処理区域外の方々にも負担を求めることになるため、本来の「受益者負担の原則」を満たしていない状況



一般会計からの繰入金の大幅な削減が予想される中、本来の受益者負担の原則に基づき、下水道法第20条で定める適正な使用料の設定が必要。